

市内店舗で使えるプレミアム付商品券を販売します

物価高騰などの影響を受けている市民および市内事業者への支援と落ち込んだ地域経済の活性化を促すため、「行田市プレミアム付商品券」を販売します。これまでの紙商品券に加え、PayPayアプリを通して使用できるデジタル商品券も販売します。

- ▶販売単位 1口10,000円(市内専用商品券10,000円、市内共通商品券3,000円、計13,000円分)
- ▶発行口数 【紙商品券】17,000口
【デジタル商品券】7,000口

- ▶購入対象 市内在住の方
- ▶購入限度額 1人2口20,000円
- ▶利用期間 8月4日(月)～12月25日(木)※期間を過ぎると利用できません。
- ▶利用可能店舗 行田市プレミアム付商品券取扱参加加盟店(店頭に表示)

※スーパーなどの大型店は市内共通商品券のみ利用可。紙とデジタルで利用できる店舗が異なるため、参加店舗は市ホームページでご確認ください。

▶申し込み 6月20日(金)(消印有効)までに往復はがき、行田市電子申請・届出サービス、市公式LINEのいずれかの方法により申し込みください。

【往復はがき】※紙商品券を希望する場合のみ
・所定の項目を記入し(右図「往復はがきの書き方」を参照)、行田市商店会連合会に郵送してください。申込結果は、6月下旬ごろに申込者全員へ返信用はがきを発送し、お知らせします。

※記入誤りや必要事項の記載がない場合は無効となります。
※はがきの記入には消せるボールペンを使用しないでください。

【行田市電子申請・届出サービス、市公式LINE】※デジタル商品券を含む申し込みを希望する場合

行田市電子申請・届出サービス、市公式LINEから申し込みください。申込結果は、6月下旬ごろに申込者全員にEメールでお知らせします。

▶抽選 販売枠を超えた場合は、公開抽選(6月25日(木)午後2時から商工センター403研修室)を行います。

※重複の申し込みは無効となります。また、申し込み後の希望口数の変更はできません。

▶商品券の引き換え 商品券は購入引換券(はがきの場合は返信用はがき、行田市電子申請・届出サービスまたは市公式LINEの場合はメールの当選通知画面)と代金を持参し、引き換えてください。

<紙商品券の場合>

【日時】8月4日(月)～29日(金)午前10時～午後4時※9日(土)、10日(日)以外の土・日曜日、祝日を除く。

【場所】8月4日(月)～10日(日)は商工センターホール
8月12日(火)～29日(金)は行田市商店会連合会事務局(商工センター3階)

<デジタル商品券の場合>

【期間】8月4日(月)～12月24日(木)
【方法】購入コードを7月下旬ごろにメールで送付します。PayPayアプリで購入コードを入力して購入してください。

▶その他 購入引換券を持参しない場合または引き換え期間を過ぎた場合、引き換えることはできません。また、紛失などによる購入引換券の再発行はできません。

▶発行者 行田市商店会連合会(紙商品券)、PayPay株式会社(デジタル商品券)

▶問い合わせ 同会事務局 ☎556-8003(午前10時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)または商工観光課 ☎580-3012

往復はがきの書き方
往信宛名面 返信文面

郵便往復はがき 往信 361-0077	《空欄》 ※何も記入しないでください
行田市忍2-1-8	
行田市商店会連合会 「プレミアム付商品券 申込係」行	

返信宛名面 往信文面

郵便往復はがき 返信 〇〇〇-〇〇〇〇	①購入希望口数 ()口
(申込者の) ①郵便番号	(申込者の) ②郵便番号
②住所	③住所
③氏名(フリガナ)	④氏名(フリガナ)
④購入希望口数 ()口	⑤電話番号



電子申請・届出サービス



市公式LINE

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって、街なかのにぎわい創出と地域活性化を図るため「ふるさとづくり事業」を実施しています。

日本遺産構成資産などの歴史的建築物を改修して、対外的に利活用する事業や行田地区およびその周辺における行田らしいまち並み景観に配慮した外観の改修などを行う個人または事業者に対し、整備費用の一部を補助していますので、活用をご検討ください。

補助対象事業	対象エリア	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
A. 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業 日本遺産構成資産もしくは足袋蔵などの歴史的建築物を改修し、または改造し、その建築物を10年以上にわたって対外的に利活用する事業	①日本遺産構成資産の所在地 ②行田地区およびその周辺	建築物などの所有者または建築物を借用し補助対象事業を実施する方	建築物の改修に係る工事および設計に要する費用	3分の2以内	2,000万円
B. 歴史的まち並み景観整備事業 行田らしいまち並みの景観に調和させる建築物などの設置または外観の改修などを行う事業	行田地区およびその周辺	建築物などの所有者または建築物を借用し補助対象事業を実施する方	建物などの外観に係る改修工事などに要する費用	2分の1以内 ※八幡通り沿線地区は3分の2以内	100万円
C. おもてなし・にぎわい創出事業 行田らしいまち並みの景観に調和した建築物などの利活用のための整備を行う事業	行田地区およびその周辺	建築物などの所有者または建築物を借用し補助対象事業を実施する方	建物などの内装に係る改修工事などに要する費用	2分の1以内	40万円

※過去の補助事例



改修および対外的な利活用
(シェア工房、レンタルスペースなど)



景観に調和させる外観の改修
(店舗)



景観に調和させる外観の改修
(塀)

▶主な補助要件

- ・市内業者による施工であること
- ・観光まちづくりや地域活性化に協力すること
- ・市税などの滞納がないこと
- ・政治的または宗教的な活動を行っていないこと

▶その他

- ・審査委員会の審査を経るため、申請から決定までおおむね2カ月程度かかります。
- ・A事業は事前協議が必要となるため、補助金の交付は、原則として同協議および審査委員会での採択を経た翌年度になります。なお、同協議の受け付けは、おおむね10月上旬ごろまでです。
- ・交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線312)、B事業のうち八幡通り沿線地区に関する場合は都市計画課計画担当 ☎550-1550

ご存知ですか

交通遺児育英会奨学金制度

保護者が交通事故で死亡または重い後遺障害となった家庭のお子さんに奨学金を貸与します。

▶対象 保護者が交通事故で死亡・重度後遺障害となった高校生以上の生徒・学生

▶奨学金 月額2万円～10万円

▶入学一時金貸与制度 20万円～80万円

▶利子 いずれも無利子

▶返還 最長20年

▶問い合わせ 公益財団法人交通遺児育英会 ☎03-3556-0773

「子育てアプリおしのこ」を

配信しています

4月から「子育てアプリおしのこ」(母子手帳アプリ母子も)を配信しています。

妊娠・出産・子育ての記録の他、予防接種などのスケジュール管理、子どもの成長を写真とともに記録できる「できたよ記念日」など、さまざまな子育てに関する機能が充実しています。

無料でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

▶問い合わせ こども家庭センター ☎579-8033



アプリダウンロードサイト